

I これまでの経緯

- 厚生労働省統計改革ビジョン2019について
- 厚生労働省データ利活用検討会の設置について

II データ利活用に係る現状の課題

- 調査票情報の二次利用におけるセキュリティと利便性のバランス
- 調査票情報の二次利用における審査時間の長期化
- 行政記録情報の活用
(総務省が所管する事項、厚生労働省が所管する事項があることを明記)

III 厚生労働省におけるデータ利活用促進策

1. 調査票情報の二次利用に係る審査業務の効率化・人員体制強化 (人員体制強化は引き続き要求)
 - 申請に係るマニュアルやFAQ等をさらに見直しすることで、事前審査を効率的にする
 - 提供データ作成における効率化検討
2. オンサイト施設で利用可能となる統計の拡大
 - 令和3年度中に、基幹統計は原則10年利用可能とする
 - オンサイト施設の拡充については総務省に要望
3. 行政記録情報の活用検討
 - 統計調査の代替・補完となる行政記録情報の活用を検討 (雇用動向調査の検討結果も記載)
 - EBPMの観点で統計ユーザーとしての活用を検討 (省内EBPM若手チームでの活用を検討)
4. ホームページ等における広報・周知の充実
 - 厚労科学研究費のホームページでの周知
 - 学会等への情報提供

IV データ利活用に係る中長期的課題

- マッチングキーの整備 (法人番号の活用、個人が特定できる情報によるマッチングには留意)
- セキュリティと利便性を両立させたりモートアクセスの整備

オンサイト施設で利用可能となる統計の拡大

【考え方】

- 厚生労働省において、統計法第33条に基づく調査票情報に係る二次利用件数が増大し、二次利用の申請から利用可能になるまでの時間が大幅にかかり、利用者に多大なご迷惑をおかけしている。
- オンサイト施設は現在拡充を進めているところであるが、オンサイト施設においてより多くの調査票情報が活用可能となり、利用者の選択肢を増やすとともに、利用可能までの時間短縮につながるよう、オンサイト施設への調査票情報の提供方針を定めていきたい。
- 方針を定めるにあたり、オンサイト施設を運営する統計センターでの事務作業の負荷等を鑑み、過去の建議等の政府方針を踏まえて、利用可能となる統計調査やその年次を徐々に増やすことを検討している。

【令和3年度における主な方針】

I 基幹統計調査について

- 1 令和2年度までにオンサイト施設で利用可能となっていない基幹統計調査については、公表されている直近の調査年（度）から最低10年分提供する。
- 2 オンサイト施設で既に数年分利用可能な基幹統計調査については、令和3年度中に、公表されている直近の調査年（度）から最低10年分が提供されている状態にする。

II 一般統計調査について

利用者のニーズの高い一般統計調査を検討し、その統計調査については令和3年度中に、直近年次1年分を提供する。

III その他

統計誤りによる修正が発生した統計調査等については、例外を認める場合がある。

縦断調査は、複数年次を組み合わせ活用することが想定されるため、上記の提供年数にかかわらず、調査開始から直近年次まで提供する。

【参考】「公的統計の総合的品質管理を目指して（建議）」（令和元年6月27日）統計委員会 7ページ抜粋

統計法等の一部改正法（平成30年法律第34号。令和元年5月1日施行）により、調査票情報の2次利用の範囲が拡大されたことを踏まえ、調査票情報の利用を一層促進する。このため、大学や行政機関等にセキュリティーを確保したオンサイト施設の設置を促進するとともに、3年以内に、原則として、全ての基幹統計及びニーズの高い一般統計の調査票2情報をオンサイト施設で提供できるようにする。

行政記録情報の活用検討

- 行政記録情報は統計法に定義されているが、その差し示す情報は幅広く、統計活用に馴染むもの、馴染まないものがあるが、統計活用に馴染むものについては業務統計として公表している。
- 行政記録情報の活用として、統計メーカーとしての活用、統計ユーザーとしての活用によってその方法が異なる。統計メーカーとしての活用については、①母集団情報整備、②推計精度の向上、③調査項目の代替などが考えられる。統計ユーザーとしての活用としては、EBPMの活用等が考えられる。
- 政府全体でも行政記録情報の活用を検討しているが、主には統計メーカーとしての活用が議論の中心であった。今後はユーザーとして、特にEBPMの活用を念頭に置いて活用を検討していきたい。

		現状の取組	今後の課題・案
統計メーカーとしての利活用	母集団情報整備	総務省が所管する事業所母集団データベースに対して、データベース整備を目的として、労働保険情報を提供	従来の取組を引き続き進める
	推計精度の向上	毎月勤労統計調査の労働者数の推計において、雇用保険情報を活用している	従来の取組を引き続き進める
	調査項目の代替	社会医療診療行為別統計は、平成23年以降レセプトデータを活用した統計作成を実施し、平成27年からすべての集計対象がNDBに蓄積されたことに伴い、一般統計調査から業務統計とした	調査項目の代替となる行政記録情報がないか、検討を進める
統計ユーザーとしての利活用	EBPMの活用等	各種審議会・白書などにおいて業務統計を活用	EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームなど、EBPMの取組において、活用を検討する
	研究者等への提供	NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)の匿名データの提供	多くの行政記録情報において、第三者提供が可能となる法的根拠が定められていない